

調査結果

1 結果概要

平成 24 年度 県有施設における受動喫煙防止対策状況調査結果について

1.調査目的等 県有施設における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙防止施策を一層推進するための基礎資料とする。

- (1)調査対象:県有施設91施設
- (2)回答数:県有施設91施設(回答率 100%)
- (3)調査期日:平成 25 年 2 月 1 日現在

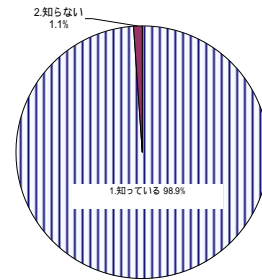
2.結果概要

問1.「健康増進法第 25 条」を知っていますか？

98.9%が知っている。【90 県有施設】

参考:平成 23 年度周知率は 96.6%であり、漸増している。

	1.知っている	2.知らない	総数
県有施設	90	1	91
割合(%)	98.9	1.1	100.0

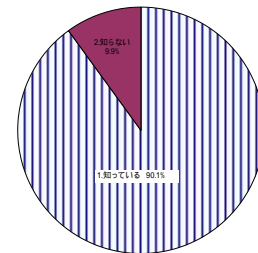


問2.平成 22 年 2 月 25 日付け厚生労働省局長通知「受動喫煙防止対策について」を知っていますか？

県有施設の9割が知っている。

参考:平成 23 年度周知率は 79.8%であり、増加している。

	1.知っている	2.知らない	総数
県有施設	82	9	91
割合(%)	90.1	9.9	100.0

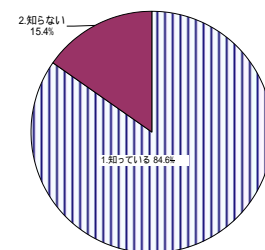


問3.「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を知っていますか？

県有施設の 8 割が知っている。

参考:平成 23 年度周知率は 70.8%であり増加している。

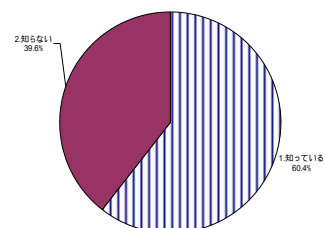
	1.知っている	2.知らない	総数
県有施設	77	14	91
割合(%)	84.6	15.4	100.0



問4.「熊本県健康増進計画(第 2 次くまもと 21 ヘルスプラン～平成 25 年 3 月)」において、「公共の場での分煙の徹底・行政機関(県・市町村)の 分煙等実施割合 100%(平成 24 年度目標値)と記載しています。また、次期の計画において、行政機関(県・市町村)の受動喫煙防止対策実施割合の平成 29 年度目標値を 100%とする方向で検討していることを知っていますか。」

県有施設の6割以上が知っている。

	1.知っている	2.知らない	総数
県有施設	55	36	91
割合(%)	60.4	39.6	100.0



問5. 貴施設の禁煙及び分煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

禁煙・完全分煙(敷地内禁煙・施設内禁煙・密閉喫煙室設置)を実施している施設が95.6%である。(87/91施設)

参考:平成23年度県有施設における禁煙・分煙の実施率は82.0%(73/89施設)であり、昨年度より増加している。敷地内禁煙は、3カ所から6カ所へと倍増している。

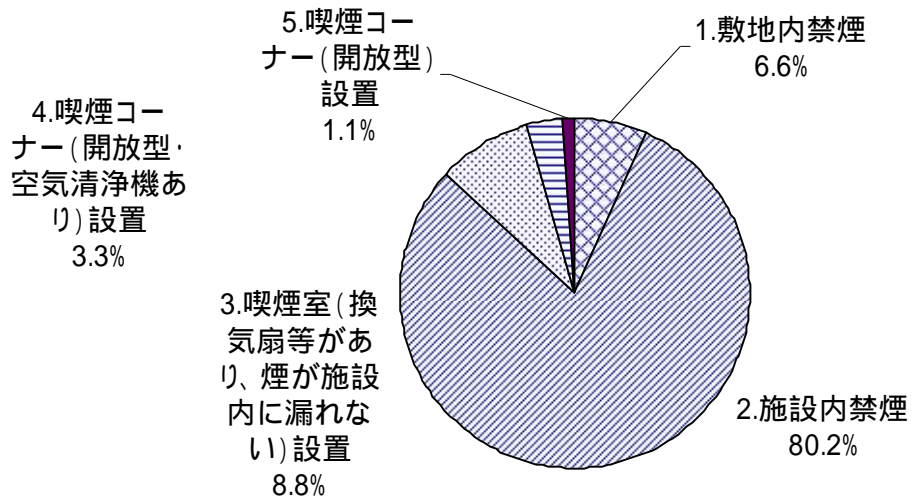
	県有施設数	割合(%)
1.敷地内禁煙	6	6.6
2.施設内禁煙	73	80.2
3.喫煙室(換気扇等があり、煙が施設内に漏れない)設置	8	8.8
4.喫煙コーナー(開放型・空気清浄機あり)設置	3	3.3
5.喫煙コーナー(開放型)設置	1	1.1
6.喫煙場所は設けていない	0	0.0
合計	91	100.0

87施設
(95.6%)

< 敷地内禁煙施設 >

- ・天草地域ダム建設事務所
- ・人吉保健所
- ・県立装飾古墳館(歴史公園 鞠智城・温故創世館)
- ・富岡ビジターセンター
- ・菊池少年自然の家
- ・阿蘇みんなの森

県有施設における禁煙及び分煙の状況

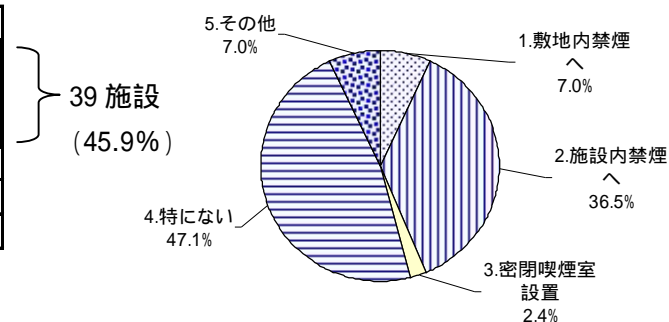


問6. 上記問5で2~5と回答された施設(施設内禁煙・喫煙室設置・喫煙コーナー設置:85施設)にお尋ねします。敷地内もしくは建物内の喫煙所は何か所ですか。

	0~5か所	6~10か所	11~15か所	16~20か所	総数
県有施設	73	8	2	2	85
割合(%)	85.8	9.4	2.4	2.4	100.0

問7. 上記問6で2~6の施設(敷地内禁煙でない施設:85施設)がある場合にお答えください。今後取り組む受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

	県有施設数	割合(%)
1.敷地内禁煙へ	6	7.0
2.施設内禁煙へ	31	36.5
3.密閉喫煙室設置	2	2.4
4.特にない	40	47.1
5.その他	6	7.0
合計	85	100.0

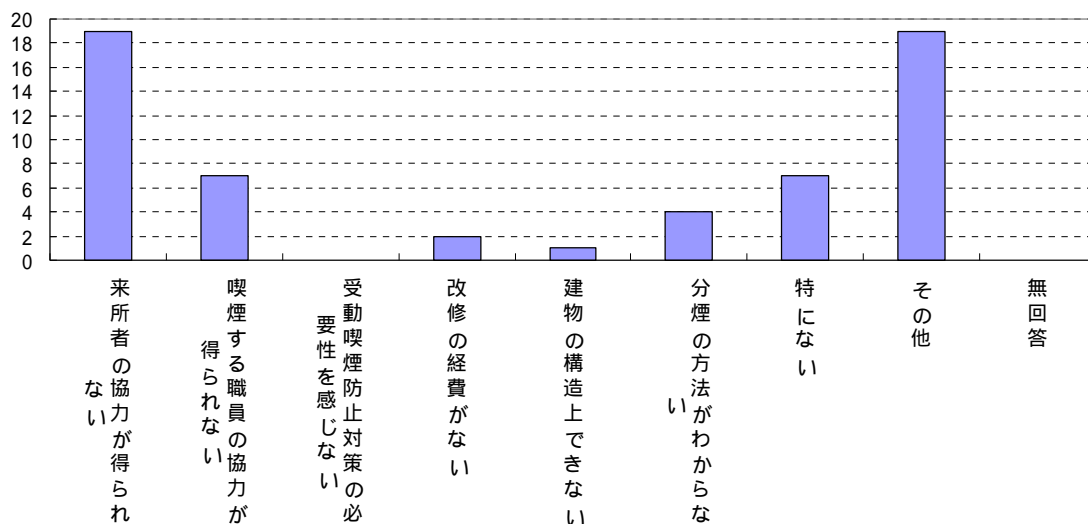


問8 上記問7で4~5を選択(特にない・その他:46施設)した場合にお答えください。

受動喫煙対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)

受動喫煙防止対策が実施困難な主な理由は、「来所者の協力が得られない(32.2%)」である。

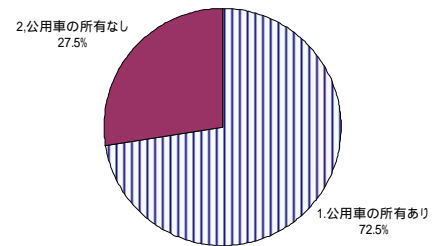
	件数	割合(%)
来所者の協力が得られない	19	32.2
喫煙する職員の協力が得られない	7	11.9
受動喫煙防止対策の必要性を感じない	0	0.0
改修の経費がない	2	3.4
建物の構造上できない	1	1.7
分煙の方法がわからない	4	6.7
特にない	7	11.9
その他	19	32.2
無回答	0	0.0
(全体)	59	100



問9. 貴施設の公用車所有の有無について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

7割以上が公用車を所有している。(66 県有施設 72.5%)

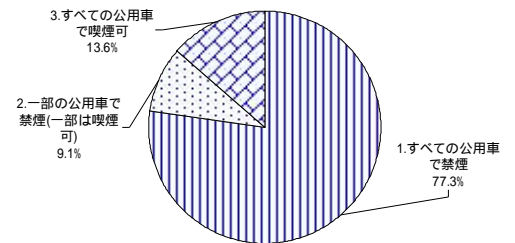
	県有施設数	割合(%)
1.公用車の所有あり	66	72.5
2.公用車の所有なし	25	27.5
総数	91	100.0



問10. 貴施設の所有される公用車の禁煙及び喫煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

すべての公用車で禁煙(77.3%)、一部の公用車で禁煙(9.1%)、すべての公用車で喫煙可(13.6%)である。

	県有施設数	割合(%)
1.すべての公用車で禁煙	51	77.3
2.一部の公用車で禁煙(一部は喫煙可)	6	9.1
3.すべての公用車で喫煙可	9	13.6
総数	66	100.0



問11. 上記問10で、2~3を選択(一部もしくはすべての公用車で喫煙可:15 施設)した場合にお答えください。

今後取り組む公用車の受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

今後、公用車の禁煙対策に取り組む施設は53.3%(8 施設)である。

	県有施設数	割合(%)
1.すべての公用車で禁煙に取り組む	5	33.3
2.一部の公用車で禁煙に取り組む	3	20.0
3.特にない	3	20.0
4.その他	4	26.7
(全体)	15	100.0

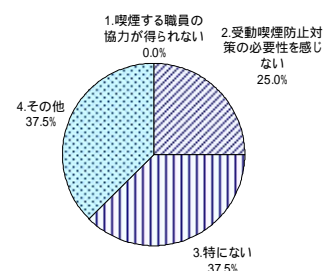
8 施設
(53.3%)

問12. 上記問11で、3~4を選択(特にない・その他と回答:7 施設)した場合にお答えください。公用車の受動喫煙

防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)

公用車の受動喫煙防止対策が困難な主な理由は、「特にない(37.5%)、その他(37.5%)」である。

	件数	割合(%)
1.喫煙する職員の協力が得られない	0	0.0
2.受動喫煙防止対策の必要性を感じない	2	25.0
3.特にない	3	37.5
4.その他	3	37.5
全体	8	100.0



問 13 . 受動喫煙防止対策について、取り組まれていることがあれば御記入ください。
・H22からH24にかけて、受動喫煙防止対策として施設内全面禁煙に向けた取組みを段階的に行い、現在は施設内全面禁煙とした。その際は、庁内関係機関とその都度調整を図った。
・職員会議において、「公用車内禁煙」を周知し、喫煙は指定した場所でのみ行い、「施設内禁煙への取組み」への協力を呼びかけている。
・喫煙場所を渡り廊下一箇所限定し、施設内での喫煙を禁止している。
・喫煙者への禁煙の推進のため、機会ある毎(通常の場合)に禁煙に向けた啓発をしている。
・喫煙による健康被害についての話し合いを不定期に実施。
・敷地内禁煙の際、施設内に煙が入ってこないようにしている。
・喫煙者相互による禁煙への取組みを行っている。
・喫煙に関するアンケートを全職員を対象に実施し、施設内禁煙に取り組もうと考えている。
・来庁者にも喫煙者は多く見られるため、敷地内禁煙とした場合、貼紙等で協力依頼ができるが、職員が常に監視するような方法で喫煙を注意することは不可能なため、敷地内の一角に喫煙所を設置しておいたほうが、庁舎管理上も良いと思われる。
・衛生委員会で意見交換を行い、喫煙室の喚起向上に向けて空気清浄機の設置等を行なっている。また、禁煙をテーマとした職員研修を開催した。
・平成20年に衛生委員会で受動喫煙防止対策のための職員アンケートを実施。その結果を踏まえて対策を行っている。
・衛生委員会で定期的に検討を行っている。
・健康診断後指導時に禁煙指導を実施。職員とその家族を対象に受動喫煙の研修会を開催予定。
・喫煙に伴う健康への影響に関する普及啓発のため、振興局及び保健所施設内にポスター等を掲示。
・受動喫煙防止に関する情報として、所内職員へ情報提供。
・喫煙所以外での喫煙禁止の徹底。
・施設内は全館禁煙とし、屋外の喫煙コーナー6か所に灰皿を設置している。
・H20.4.1 から施設内全館禁煙実施済(入居団体に対する通知済、来所者へのチラシ掲示による周知済)利用者アンケート等の意見により、H21.6.1 から屋外喫煙場所(1箇所)の移設を実施。
・施設利用者に声かけをしている。
・分煙の徹底と喫煙所数の削減を検討している。
・オリエンテーション時に喫煙の自粛をお願いしている。児童、生徒の目に届きにくい場所に喫煙所を設置。
・利用団体の担当者に、事前相談時に禁煙の旨を伝え、利用者全員への周知を依頼する。
・利用当日、オリエンテーション時に利用者全員に禁煙の旨を再度伝える。
・利用者に施設内禁煙(喫煙所の場所)に、協力していただくようお願いしている。
・利用団体の代表者に対して、管内禁煙であり、定められたスペースでの喫煙をお願いしていることを入所受付時と代表者会で説明している。
・平成23年1月より、受動喫煙対策として公園内29ヶ所の喫煙場所を14ヶ所に削減。
・受動喫煙防止のポスターを掲示。
・喫煙者の実態を考慮しながら喫煙場所の撤去を検討している。
・ポスター等の提示による受動喫煙防止の呼びかけ。
・平成23年1月より、喫煙場所を3ヶ所から2ヶ所に減数を行った。